

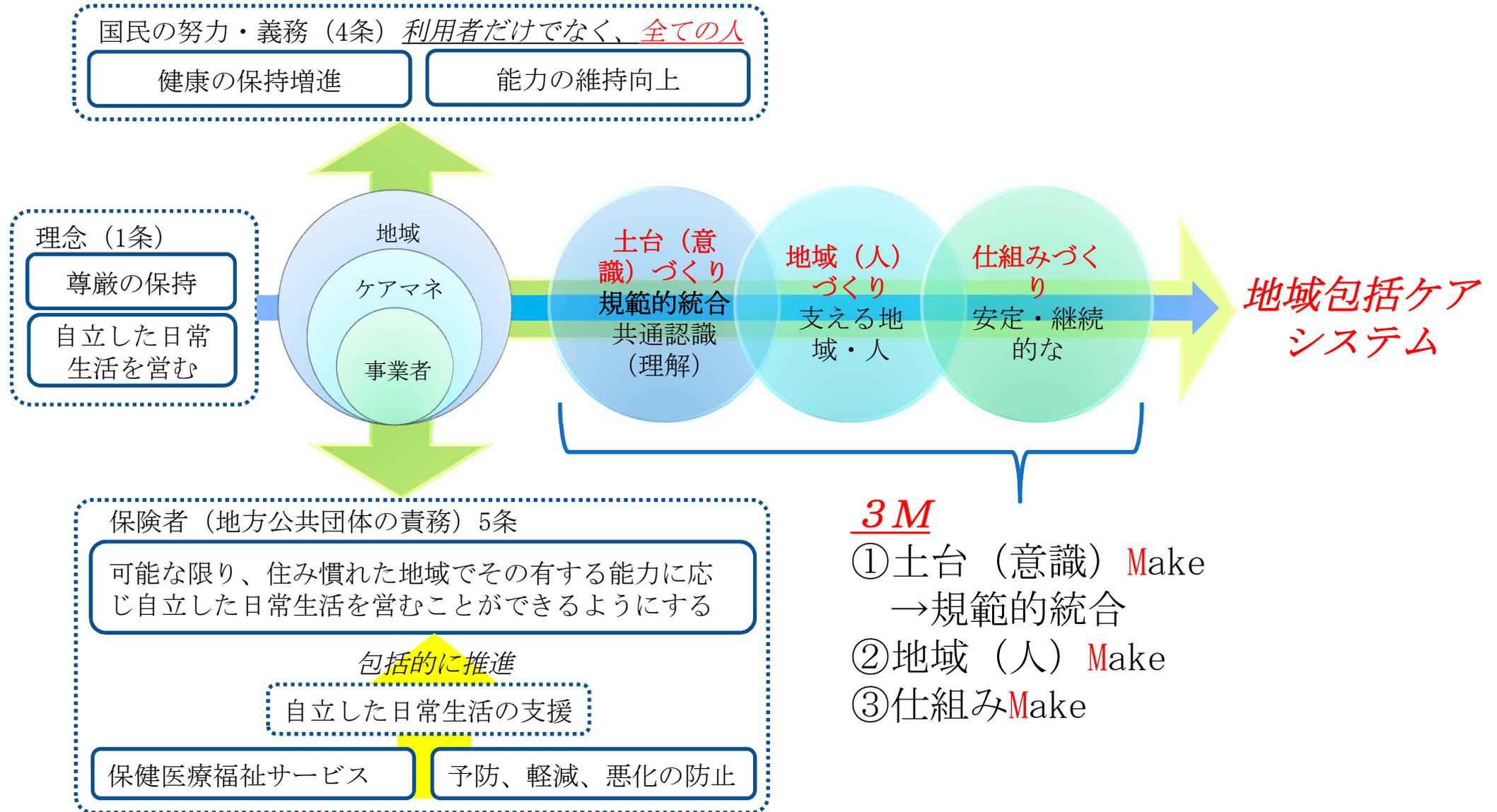
2016/06/18全国移動サービスネットワーク

新しい総合事業に基づく
移動・外出支援のしくみと最新動向
～「訪問型元気応援サービス」の実施状況～

千葉県 松戸市 福祉長寿部 介護制度改革課 中沢 豊

※個人の問題意識・所感が含まれていることを、予めご了承ください！

1. 介護保険制度(総論)



1. 介護保険制度(地域支援事業)

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

○介護予防・日常生活サービス事業

- ・訪問型サービス
 - 現行相当サービス
 - 緩和サービスA
 - 住民主体サービスB
 - 短期集中予防サービスC
 - 移動支援サービスD
- ・通所型サービス
 - 現行相当
 - 緩和サービスA
 - 住民主体サービスB
 - 短期集中予防サービスC
- ・生活支援サービス
- ・介護予防支援事業

各保険者(市町村)が迷っている! 国は類型を示しているだけ、どれをどのように実施するかは保険者の裁量です。ただし、国の地域支援実施要綱で縛りがある。

○一般介護予防事業

- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一般介護予防事業評価事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業

高齢者が増加する中で、いかに対応するかにより、自立期間を延伸し、新たな需要を抑制することができる

※地域特性に応じて、選択して実施
→不足しているものを創設

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援サービスの体制整備

※機能強化

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他

※独自性、効率化

2. 今期制度改正への対応(進捗)

26/12



27/4



27/10



28/4

移行決定

予算の組替え → 当初予算 → 補正予算 → 当初予算

現行相当のみ

通所C

訪問A・B(D)

訪問C

一般介護予防(新規のみ)

- ①介護予防把握事業
75歳以上高齢者のみ世帯に対する調査)
- ②介護予防普及啓発事業
元気応援キャンペーン
- ③地域介護予防活動支援事業
通いの場の公募
通所型モデル事業
- ④介護予防手帳
- ⑤元気応援ほけん

協議体

生活支援コーディネーター

2. 今期制度改正への対応(概要)

1. 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス

- ◎従前相当
- 緩和A(H28/3よりモデル事業として3団体で実施)
- 住民主体B(H28/3よりモデル事業として2団体で実施)
- △短期集中予防C(H28/10より実施予定で検討中)※予算化済
- 移動支援D(住民主体Bに含んで実施)

② 通所型サービス

- ◎従前相当
- 緩和A
- 住民主体B
- ◎短期集中予防C(H27/10より実施)

検討中

③ 生活支援サービス

- 未実施(一部任意事業で実施)

④ 介護予防支援事業(ケアマネジメント)

- ◎マニュアル等を作成
- ◎介護予防手帳の作成

2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

- ◎1号被保険者到達時に案内通知
- 75歳以上高齢者のみ世帯に対する調査(未回答者には民児協の協力による訪問)

② 介護予防普及啓発事業

- 元気応援キャンペーン(協賛団体8団体+通いの場12団体)

③ 地域介護予防活動支援事業

- ◎介護支援ボランティア
- 通いの場の公募(H27/12より12箇所)
- 通所型モデル事業(H28/3より元気応援くらぶ22団体)

④ 一般介護予防事業評価事業

- 共同研究等

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

- 未実施(セラピストとあり方を検討中)

機能強化

2. 包括的支援事業

1) 地域包括支援センターの運営(地域ケア会議の充実)

- ◎運営マニュアルを作成
- H29年度から市直営基幹包括、地域包括(11⇒15)

2) 在宅医療・介護連携推進事業

- ◎一部を医師会に委託(情報提供システムの構築、地域サポート医の設置)

3) 認知症施策の推進

- ◎認知症初期集中支援チームを医師会に委託

4) 生活支援サービスの体制整備

- ◎高齢者を支え合う地域づくり協議体を設置
- 生活支援コーディネーターの充実(第1層の増員、第2層の配置予定)

効率性

3. 任意事業

1) 介護給付費適正化事業

- ◎給付費通知、縦覧点検、医療費突合、ケアプラン点検等

2) 家族介護支援事業

- ◎家族介護慰労金、家族介護用品、家族介護教室、徘徊高齢者家族支援、認知症高齢者見守り

3) その他の事業

- ◎成年後見、住宅改修理由書作成支援、認知症サポーター養成、シルバーハウジング生活援助員派遣、介護相談員派遣、配食サービス、高齢者緊急通報装置

その他: 元気応援ほけん

3. 訪問型サービス(概要)

<国が示した類型>

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	<u>訪問型サービスBに準じる</u>
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

3. サービス・支援(問題・課題)

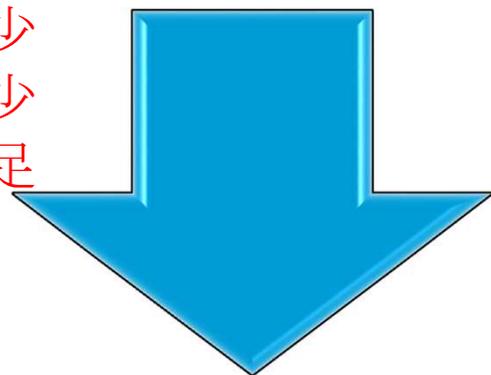
1. 地域包括ケアシステムの構築

一朝一夕でできるものではなく、完成形はない

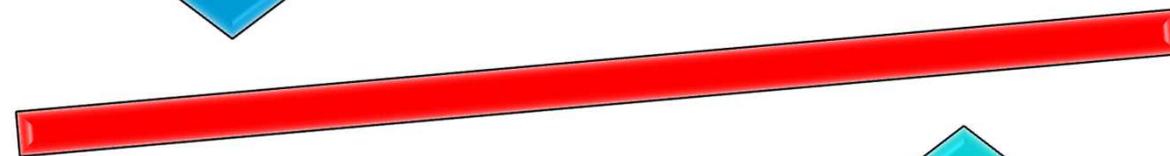
→だからこそ、安定・継続したものを構築しなければならない

2. 需要と供給

生産年齢の減少
→負担者の減少
→専門家の不足



需要 ↑
(対象者の増加)



供給 ↓
(財源・人材不足)



高齢者の増加
→特に後期高齢者

このままでは需給バランスが不均衡→安心できない

3. サービス・支援(問題・課題)

3. 地域の特性は(類似サービス・ライバル)

人口:483,238人(H27国勢調査)、
面積:61.3km²、東西:11.4km、南北:11.5km、
周囲:56.145km、海拔高低差:32.7m

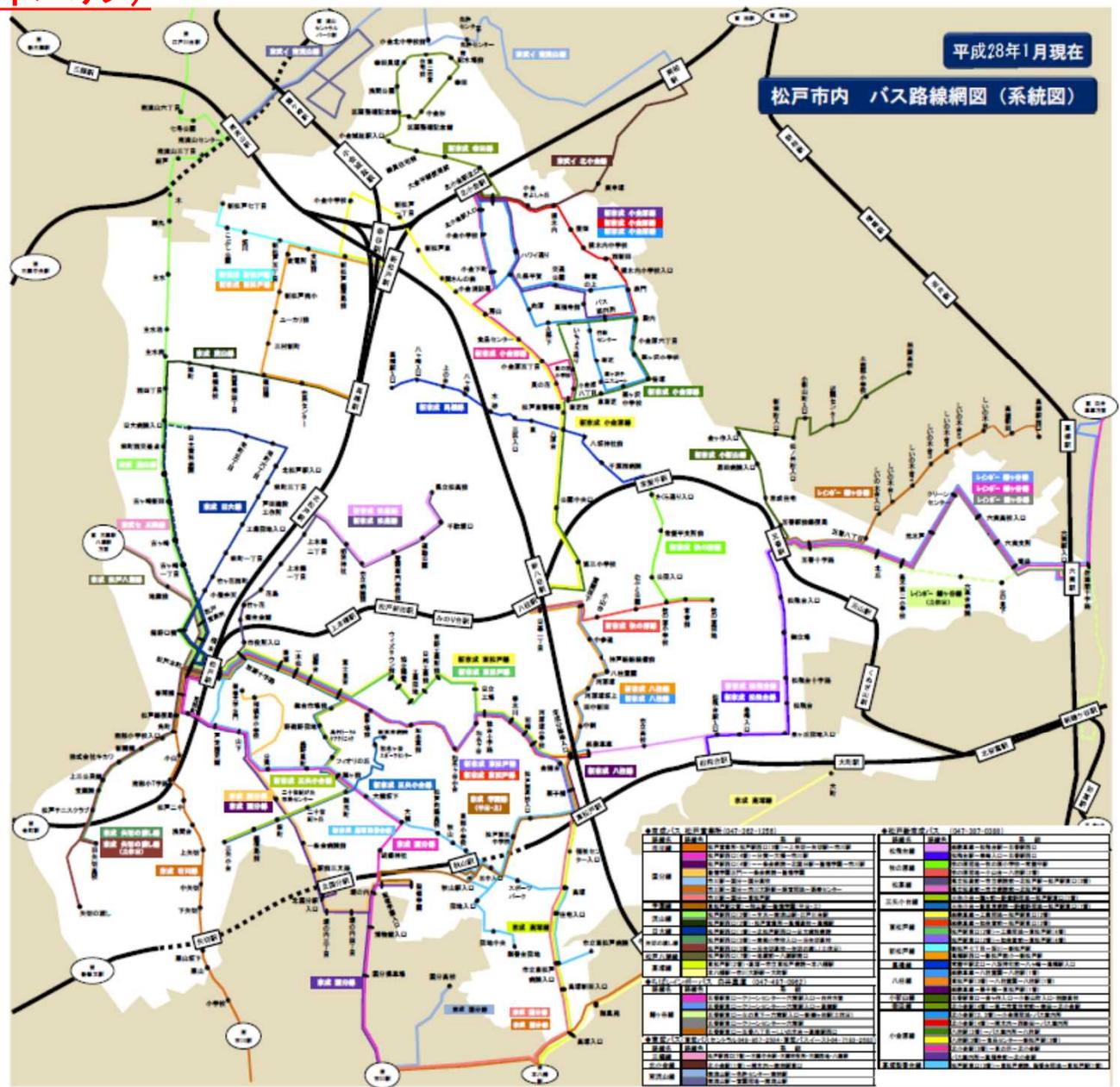


訪問介護事業:128事業所

JR常磐線(東京メトロ千代田線と相互乗り入れ)、JR武蔵野線、新京成電鉄、東武鉄道、流鉄、北総鉄道の6本(26駅)の鉄道と路線バスがある

タクシー会社は7社

福祉有償運送は市内登録4事業所/利用可能:市外1事業所
(担当:健康福祉部地域福祉課)

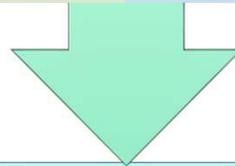


4. 進むべき方向は

将来を見据えて

安定・継続的に

不安の解消

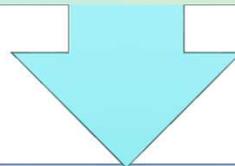


問題・課題を抽出するためにモデル的にチャレンジ

社会の理解を促進

効率性等

- ①他への影響を最小限とする
- ②最初から理想形を追求しない
(徐々に拡大)



実現可能性を担保する

汎用性

拡張性

5. 訪問型モデル事業(類型)

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3~6ヶ月の短期間で行う</p>	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>訪問型サービスB に準じる</p> </div>
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	
松戸市					
名称		生活支援コース	困りごとコース (移動支援を含む)		
実施方法		指定	補助		

5. 訪問型モデル事業(概要)

訪問型元気応援サービス

事業の有効性や将来の拡張性を検討するために、モデル事業としてスタート。

- ・シスバー人材センター(Aのみ)
- ・社会福祉協議会(A+B)
- ・ふれあいネット(A+B(D))

○緩和Aは指定

単価を2,000円/h(ただし、住民主体Bとの連携加算100円)

利用者負担:1・2割

○住民主体Bは移動支援Dを含んで補助

準備資金:300千円以内(ただし、移動支援は100千円加算)

運営費:月額50千円固定+実働加算

(加算) 50~100h: 12.5千円

100~150h: 25

150~200h: 50

200~300h: 100

300~400h: 200

400~ : 250

※共生型で実施するものは含まない(半分以上は不可)

○移動支援を行う条件

福祉有償運送運転者講習会受講者

利用者像

区分	3月			4月		
	要2	要1	事対	要2	要1	事対
利用者区分						
生活支援コース	1人	1人	1人	2人	1人	3人
困りごとコース	2人	2人	2人	11人	5人	2人

生活支援コース(主な用途)

区分	累計
掃除・ゴミ出し	21回
洗濯	2回
買い物等	7回

困りごとコース(主な用途)

区分		累計
家事援助	掃除(室内)	6回
	草刈・剪定等	4回
	調理	8回
移動支援	病院付き添い(車あり)	66回
	病院付き添い(車なし)	8回
	買い物付き添い(車あり)	1回
	その他(車あり)	25回

5. 訪問型モデル事業(問題・課題)

1. サービス実施者の確保

(1) 研修

- ① 市が主催する「基本研修」
社会的潮流や今後の動向を踏まえ、事業に望む基本姿勢を
半日程度の研修を行う
- ② 所属団体が主催する「実務研修」
各団体ごとに実務に必要な研修を行う(OJTを含め必要時
間)

(2) 認証

実務研修を終えると所属団体からの登録申請に基づき認証する

(3) 実施者

今後の供給を考え、高齢者の活躍の場と機会としても捕らえている
登録者数: 108名(男: 36名、女: 72名)

※先行自治体では
市が行う研修修了者を各団体に登録する方式が多い

2. サービス提供(住民主体B)

(1) 対象範囲

自立支援の観点から、どこまで提供していくべきか議論している
(論点) 介護保険法の趣旨や補助との関係性

(2) サービスの理解

同等なサービスで、単に安価だという誤解

(3) 将来の汎用性

類似サービス・支援との役割分担・住み分けをしなければ、ステ
クホルダーとの競合

6. 今後の方向性

地域特性に応じ、**不足するものを補完**していく
→既存のものを有効に活用(一時的代用含む)
→不要なものを作らない(国の類型は関係ない)

面 地域包括ケア
システム

線 地域支援事業

点 総合事業

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、

- ①住まい
- ②医療
- ③介護
- ④予防
- ⑤生活支援

が一体的に提供されること

高い山ほど裾野は広い → 高い山を築くためには、裾野を広げる必要がある

6. 今後の方向性

役割分担や住み分けを推進・既存事業の見直し

質を
高
める

多様
性

量
を
増
やす

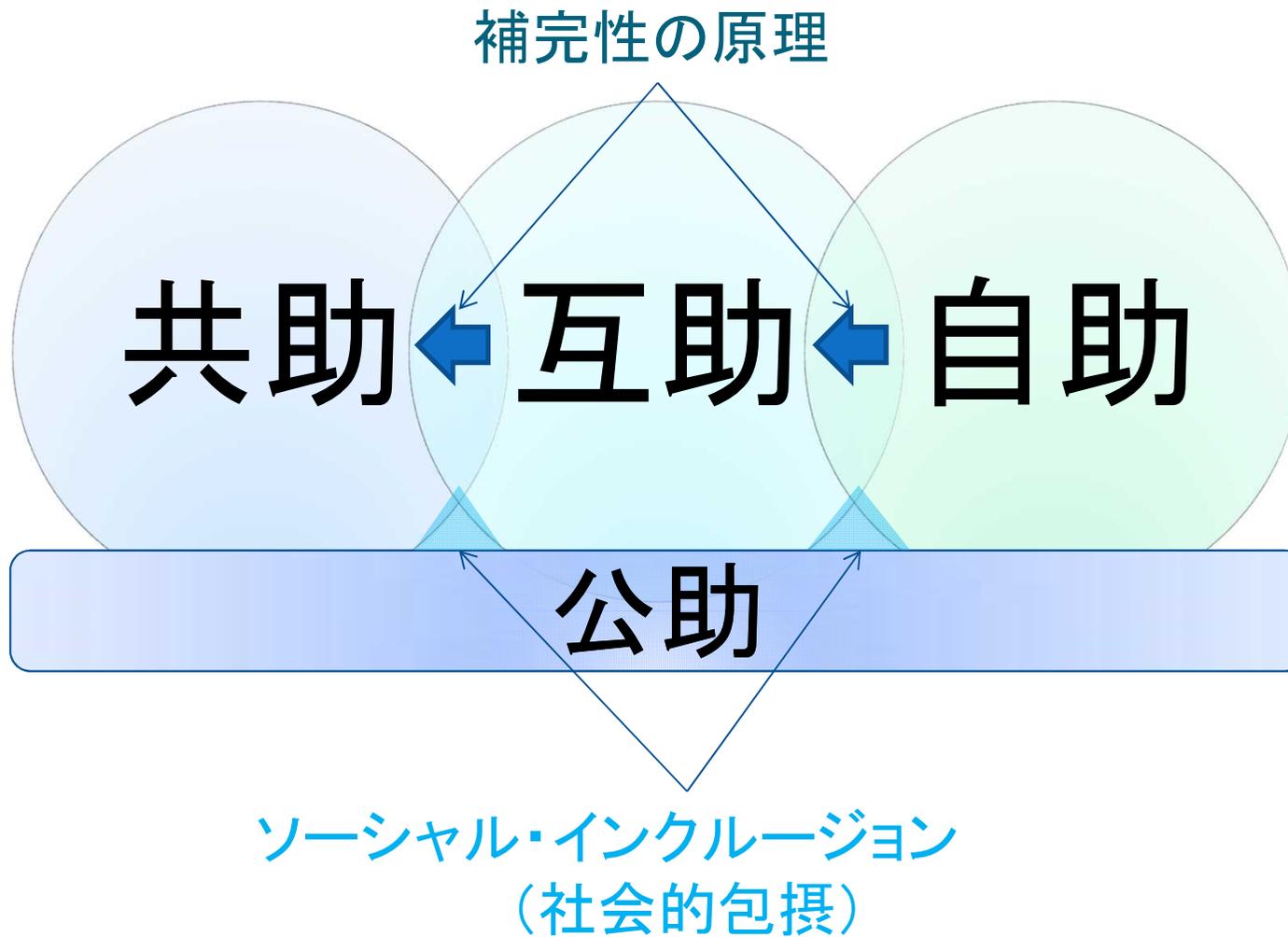
- 既存施設・人材の高度化
- 信賞必罰（インセンティブ制）
- ステイクホルダーの打破

- 新たな施設・人材の確保
- 参入機会を増やす（安定・継続性の担保）

適正な
受益と
負担

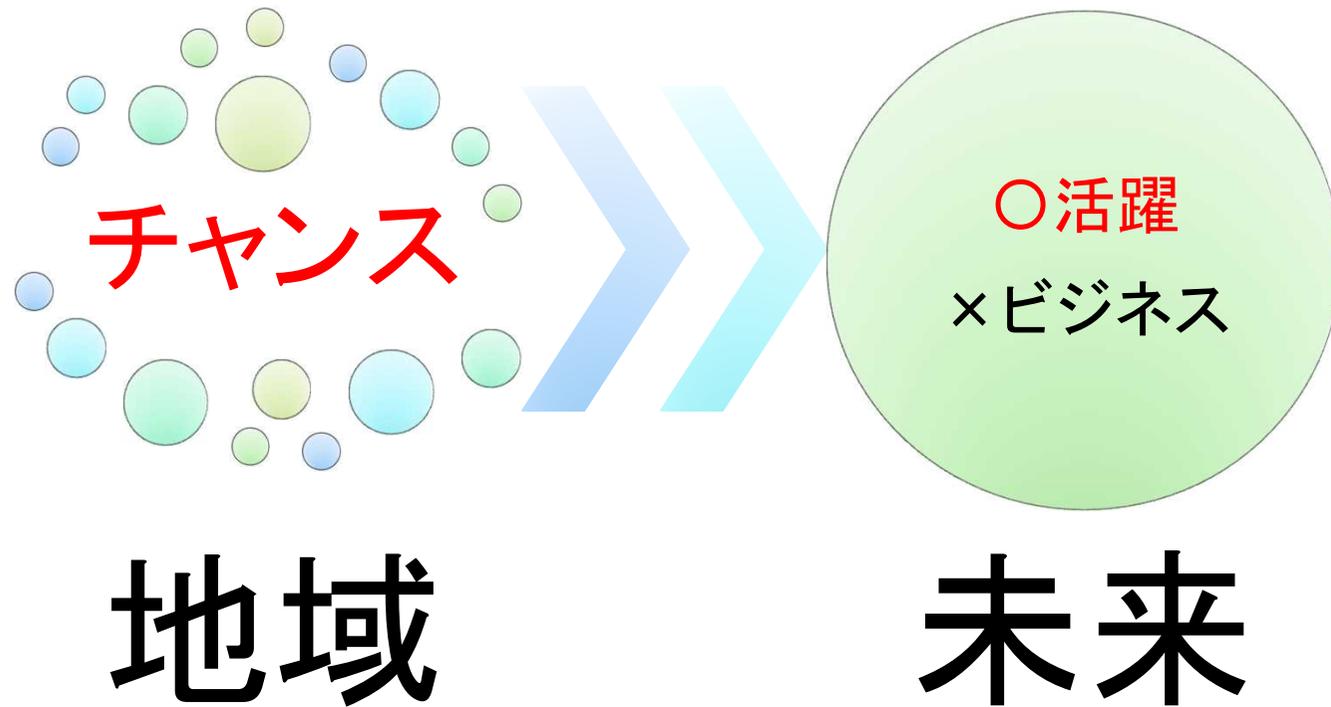
安心して
暮らし続
けられる
（不安解消）

6. 今後の方向性



※安定・継続性が重要

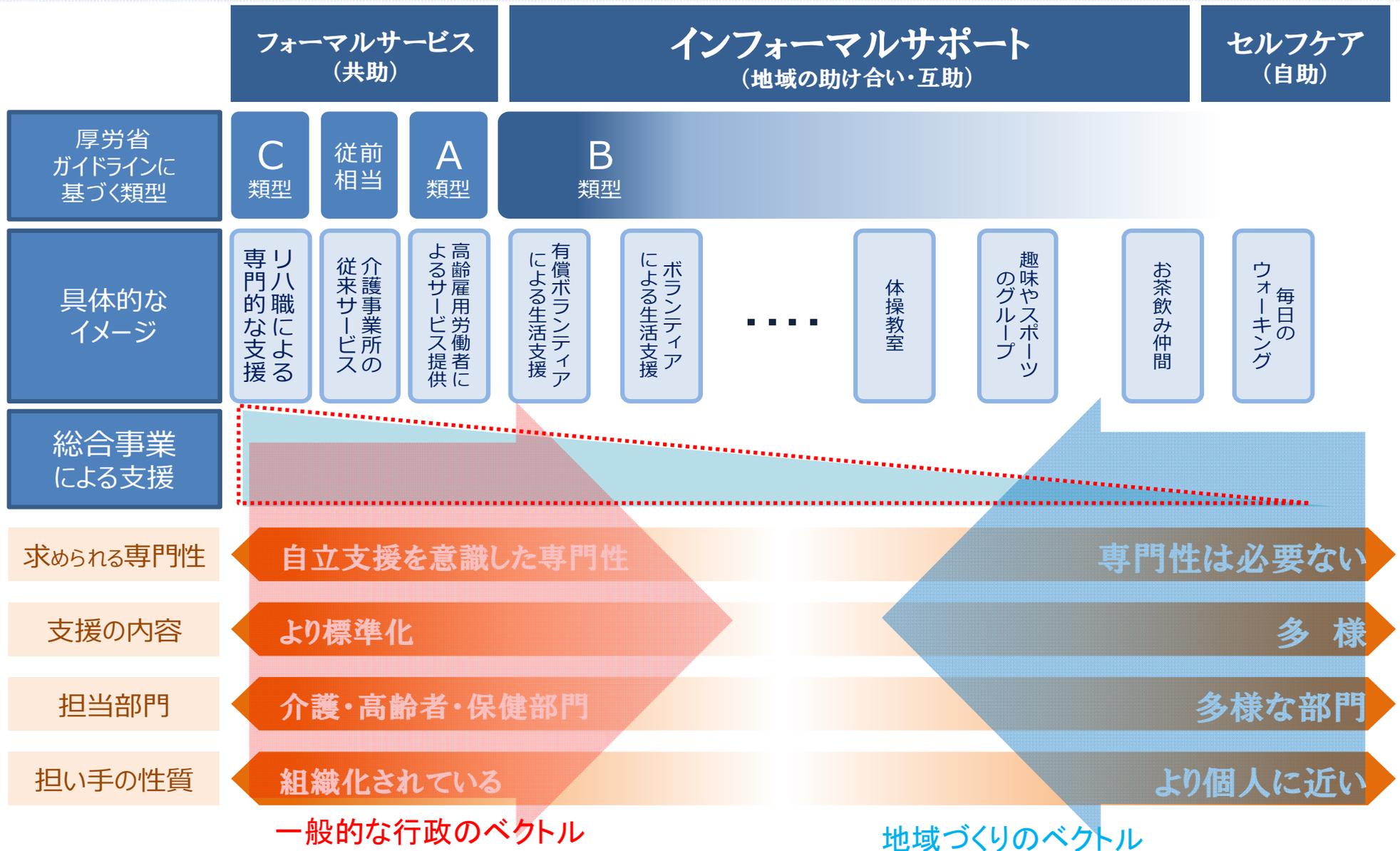
6. 今後の方向性



行政の守備範囲：①公共性、②公平性、③効率性、④民主性、⑤適法性 etc

機会平等、結果不平等に感じることもある

6. 今後の方向性



6. 今後の方向性

社会保障審議会介護保険部会：主な検討事項について（案）H27/02/17第1回会議にて

地域包括ケアシステムの推進

1. 地域の実情に応じたサービスの推進（保険者機能の強化等）

- (1) 保険者等による地域分析と対応
- (2) ケアマネジメントのあり方
- (3) サービス供給への関与のあり方

2. 医療と介護の連携

- (1) 慢性期の医療・介護ニーズに対応したサービスのあり方
- (2) 在宅医療・介護の連携等の推進

3. 地域支援事業・介護予防の推進

- (1) 地域支援事業の推進
- (2) 介護予防の推進
- (3) 認知症施策の推進

4. サービス内容の見直しや人材の確保

- (1) ニーズに応じたサービス内容の見直し
- (2) 介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）

介護保険制度の持続可能性の確保

1. 給付のあり方

- (1) 軽度者への支援のあり方
- (2) 福祉用具・住宅改修

2. 負担のあり方

- (1) 利用者負担
- (2) 費用負担（総報酬割・調整交付金等）

その他の課題

- (1) 保険者の業務簡素化（要介護認定等）
- (2) 被保険者範囲 等

<参考資料>

松戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、法及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)の例による。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) サービス事業

ア 訪問型サービス(法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。)

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス(旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスをいう。以下同じ。)

(イ) 訪問型生活支援サービス(高齢者就業の推進等を勘案して市長が別に定める者により実施される訪問型サービスであって、省令第5条で定める日常生活上の世話(入浴、排泄、食事等の介護を除く。)を行うサービスをいう。以下同じ。)

(ウ) 訪問型困りごとサービス(自立した日常生活を営む上での支障を解消する観点から、掃除等の家事及び移動支援を実施する訪問型サービスであって、訪問型生活支援サービス以外のサービスをいう。以下同じ。)

イ 通所型サービス(法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。以下同じ。)

(ア) 介護予防通所介護相当サービス(旧介護予防通所介護に相当する通所型サービスをいう。以下同じ。)

(イ) 通所型サービスC(保健・医療の専門職により提供される通所型サービスであって、3か月間から6か月間までの短期間で行われるものをいう。以下同じ。)

a 運動器の機能向上プログラム

b 栄養改善プログラム

c 口腔機能向上プログラム

d 認知症予防プログラム

ウ その他の生活支援サービス(法第115条の45第1項第1号ハに規定する事業をいう。)

エ 介護予防ケアマネジメント(法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。)

(ア) ケアマネジメントA(介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。)

(イ) ケアマネジメントB(緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、サービス担当者会議等を省略したものをいう。)

<参考資料>

(ウ) ケアマネジメントC(緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、基本的に、サービスの利用又は地域の予防活動その他の活動への参加の開始時にのみ行われるものをいう。以下同じ。)

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 地域リハビリテーション活動支援事業

オ 一般介護予防事業評価事業

(総合事業の実施方法)

第5条 市長は、総合事業を、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。)別記1第2の1の(1)ア(エ)の①の(a)から(d)まで(一般介護予防事業にあつては、同①の(a)、(b)又は(d)に限る。)のいずれかにより行うものとする。

2 市長は、総合事業のうち介護予防訪問介護相当サービス、**訪問型生活支援サービス**、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスCについては、**指定事業者**により実施する。

3 市長は、総合事業のうち**訪問型困りごとサービス**については、**補助**により実施する。

4 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第13条の規定により訪問型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該訪問型サービスは介護予防訪問介護相当サービスに、同条の規定により通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該通所型サービスは介護予防通所介護相当サービスに、それぞれ含まれるものとする。

(指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額)

第6条 総合事業を指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額は、別表の区分及びサービスの種類ごとに、別表に定める単位数に別表に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(サービス事業支給費の支給)

第7条 サービス事業支給費(法第115条の45の3第1項の第一号事業支給費をいう。以下同じ。)の額は、次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス 前条の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。)の100分の90(サービスの利用者が、第一号被保険者であつて法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあつては、100分の80)に相当する額

(2) 訪問型生活支援サービス 別に市長が定める額

(3) 通所型サービスC 別に市長が定める額

<参考資料>

(2) 訪問型生活支援サービス 別に市長が定める額

(3) 通所型サービスC 別に市長が定める額

(支給限度額)

第8条 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)に定める様式第1(以下「基本チェックリスト」という。)の質問項目の回答が様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者(以下「事業対象者」という。)のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

2 前項の規定に関わらず、利用者の状態(退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるような場合等)により、市長が認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第9条 市長は、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスについて、通知別記1第2の1の(1)ア(コ)及び(サ)の例により、同ア(コ)の高額介護予防サービス費相当事業及び同ア(サ)の高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(指定拒否)

第10条 指定事業者の指定については、事業所が第12条に規定する指定基準を満たした場合であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより本市のサービス事業の供給量を超過する場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

(指定の有効期間)

第11条 指定事業者の指定の有効期間(法第115条の45の6第1項の厚生労働省令で定める期間をいう。)は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

(1) (2)及び(3)に掲げる指定事業者の指定以外の指定事業者の指定 6年間

(2) 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により訪問型サービス又は通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者に係る当該指定事業者の指定 3年間

(3) 平成29年3月31日までに行われた訪問型生活支援サービス及び通所型サービスCに係る指定事業者の指定 指定事業者の指定を受けた日から平成29年3月31日までの期間

(指定事業者の指定基準)

第12条 指定事業者は、指定事業者の指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める指定基準に従って、サービス事業を行わなければならない。

(1) 訪問型サービス

ア 介護予防訪問介護相当サービス 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準(この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」と読み替えるものとする。)

<参考資料>

イ 訪問型生活支援サービス 別に市長が定める基準

(2) 通所型サービス 次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める指定基準

ア 介護予防通所介護相当サービス 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準(この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」と読み替えるものとする。)

イ 通所型サービスC 別に市長が定める基準

(本市の区域の外の事業所に係る特例)

第13条 第6条、第7条及び前条の規定にかかわらず、指定事業者の指定に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の要綱等で定めるところによる。

(事業の委託)

第14条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者(事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、同条第1項の厚生労働省令で定める者)に委託することができる。

(補助)

第15条 市長は、別に定めるところにより、総合事業(介護予防ケアマネジメントを除く。)を行う者に対して補助することができる。

(総合事業の利用料)

第16条 市長は、総合事業を通知別記1第2の1の(1)ア(エ)の①の(a)又は(b)の方法により実施するときは、市長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(事業対象者の特定の有効期間)

第17条 事業対象者の特定の有効期間は、(1)に掲げる期間と(2)に掲げる期間を合算して得た期間とする。

(1) 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日が属する月の末日までの期間

(2) 2年間

2 事業対象者が、基本チェックリストの実施によって事業対象者の基準に該当しなくなった場合は、当該基本チェックリストの実施日(以下「非該当基本チェックリスト実施日」という。)の属する月の翌月1日より、事業対象者の特定を無効とする。

3 前項の規定にかかわらず、訪問型サービス又は通所型サービスを受けていた又は受けている事業対象者が、事業対象者でなくなった後も、地域における予防活動、就業、ボランティア、趣味活動等への参加等を通じて継続して介護予防に取り組んでいくために、ケアマネジメントCを受けようとする場合は、非該当基本チェックリスト実施日の属する月の翌月末日までの期間は事業対象者の特定を有効とするとともに、非該当基本チェックリスト実施日の属する月の翌々月1日より事業対象者の特定を無効とすることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

<参考資料>

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	サービスの種類	単位数	1単位の単価
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	通知別添1の1に定める単位数。	10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第94号。以下「単価告示」という。）に定める松戸市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
	訪問型生活支援サービス	別に市長が定める単位数	別に市長が定める額とする。
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	通知別添1の2に定める単位数。	10円に単価告示に定める松戸市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。
	通所型サービスC	別に市長が定める単位数。	別に市長が定める額とする。

<参考資料>

松戸市訪問型生活支援サービスに係るサービス内容、サービス事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準を定める要綱

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 サービス内容(第3条)
- 第3章 サービス事業支給費の額等(第4条・第5条)
- 第4章 指定事業者の指定基準
 - 第1節 事業の一般原則(第6条)
 - 第2節 基本方針(第7条)
 - 第3節 人員に関する基準(第8条・第9条)
 - 第4節 設備に関する基準(第10条)
 - 第5節 運営に関する基準(第11条—第29条)
 - 第6節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第30条・31条)
- 第5章 雑則(第32条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定に基づき、訪問型生活支援サービスに係るサービス内容、サービス事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)及び実施要綱の例による。

第2章 サービス内容

(実施要綱第4条(1)ア(イ)の市長が定める者)

第3条 実施要綱第4条(1)ア(イ)の市長が定める者は、訪問型生活支援サービス実施者(訪問介護員等(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。))又は訪問型生活支援サービス研修修了者をいう。以下同じ。)とする。

2 前項の訪問型生活支援サービス研修修了者は、訪問型生活支援サービス**基本研修**及び訪問型生活支援サービスの事業を行う指定事業者(以下「訪問型生活支援サービス事業者」という。)が行う**実務研修**のいずれの研修も修了した者とする。

3 前項の訪問型生活支援サービス基本研修は次に掲げる全ての要件を満たす研修とする。

(1) 実施主体は市又は訪問型生活支援サービス事業者であること。

<参考資料>

(2) 研修形式は講義形式とすること。

(3) 研修科目は高齢社会についての現状認識、介護保険制度の理念及び仕組み並びに訪問型生活支援サービスの理念及び仕組みを含むものとする。

(4) 研修の講師は、市職員とすること。

(5) 高齢者就業の推進等の観点に立って、研修参加者を積極的に募集すること。

4 市は第2項に規定する訪問型生活支援サービス研修修了者(以下「訪問型生活支援サービス研修修了者」という。)に対して、訪問型生活支援サービス研修修了者である旨の修了書を交付する。

5 実務研修は衛生管理、秘密保持及び事故発生時の対応等、訪問型生活支援サービス実施者に第4章第5節の規定を遵守させるための内容も含めるものとする。

第3章 サービス事業支給費の額等

(サービス事業に要する費用の単位数及び1単位の単価)

第4条 実施要綱別表の訪問型生活支援サービスに係る市長が定める単位数は、別表第1のとおりとする。

2 実施要綱別表の訪問型生活支援サービスに係る市長が定める1単位の単価は、10円とする。

(サービス事業支給費の額)

第5条 訪問型生活支援サービスに係るサービス事業支給費の額は、実施要綱第6条の規定により算定された訪問型生活支援サービスに係るサービス事業に要する費用の額に、当該費用の額のうち基本となる支給費分の100分の10(利用者が、一定以上所得者(第一号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。)である場合にあっては、100分の20)に相当する額が利用者負担となるよう設定した割合を乗じて得た額とし、具体的には、別表第2の利用者及び訪問型生活支援サービス費の区分ごとに、別表第2に定める支給費の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、実施要綱第6条の規定により算定された訪問型生活支援サービスに係るサービス事業に要する費用の額が、現に当該訪問型生活支援サービスに要した費用の額を超えるときにおいては、訪問型生活支援サービスに係るサービス事業支給費の額は、当該現に訪問型生活支援サービスに要した費用の額の100分の90(利用者が一定以上所得者である場合にあっては、100分の80)に相当する額とする。

第4章 指定事業者の指定基準

第1節 事業の一般原則

(事業の一般原則)

第6条 訪問型生活支援サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの実施に努めなければならない。

2 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービスに係る事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、本市、他の総合事業実施事業者(総合事業を実施する事業者をいう。以下同じ。)又は介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

<参考資料>

第2節 基本方針

(基本方針)

第7条 訪問型生活支援サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 訪問型生活支援サービスについては、高齢者就業の積極的な推進を図りつつサービスの実施を図ることにより、高齢者の社会参加及び心身機能の維持向上を目指すものでなければならない。

第3節 人員に関する基準

(サービス実施者等の員数)

第8条 訪問型生活支援サービス事業者は、当該事業を行う事業所(以下「訪問型生活支援サービス事業所」という。)ごとに、事業を行ううえで必要な数の訪問型生活支援サービス実施者を置き、当該訪問型生活支援サービス事業所における訪問型生活支援サービス実施者として名簿に登録しなければならない。

2 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービス事業所ごとに、サービス実施責任者を置かなければならない。

3 前項のサービス実施責任者は、以下のいずれかの者でなければならない。

(1) 訪問介護員等

(2) 訪問型生活支援サービス研修修了者であって、市長が認める者

(管理者)

第9条 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービス事業所ごとに、管理者を置かなければならない。

第4節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第10条 訪問型生活支援サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、訪問型生活支援サービスの実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第5節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第22条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問型生活支援サービス実施者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 訪問型生活支援サービス事業者は、当該訪問型生活支援サービス事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型生活支援サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の訪問型生活支援サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

<参考資料>

(心身の状況等の把握)

第13条 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携、当該地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第14条 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービスの提供に当たっては、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターに対する情報の提供に努めなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿ったサービスの実施)

第15条 訪問型生活支援サービス事業者は、介護予防サービス計画(省令第83条の9第1号二に規定する計画を含む。以下同じ。)又は介護予防ケアプラン(介護予防ケアマネジメントに基づくケアプランをいう。以下同じ。)が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿った訪問型生活支援サービスを提供しなければならない。

(サービス提供の記録)

第16条 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービスを提供した際には、当該訪問型生活支援サービスの実施日及び内容、当該訪問型生活支援サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受けるサービス事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアプラン又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第17条 訪問型生活支援サービス事業者は、法定代理受領サービス(法第115条の45の3第3項の規定によりサービス事業費が利用者に代わり当該訪問型生活支援サービス事業者を支払われる場合の当該サービス事業費に係る訪問型生活支援サービスをいう。以下同じ。)に該当する訪問型生活支援サービスを提供した際には、その利用者から利用料(サービス事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該訪問型生活支援サービスに係るサービス事業費用額(実施要綱第6条の規定により算定されたサービス事業に要する費用(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)をいう。以下同じ。)から当該訪問型生活支援サービス事業者を支払われるサービス事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問型生活支援サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型生活支援サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型生活支援サービスに係るサービス事業費用額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

<参考資料>

(領収証の交付)

第18条 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービスの提供に関して、利用者から利用料の支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第19条 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービス実施者に、その同居の家族である利用者に対する訪問型生活支援サービスの提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第20条 訪問型生活支援サービス実施者は、現に訪問型生活支援サービスの提供をしているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス実施責任者の責務)

第21条 訪問型生活支援サービス事業所の管理者は、当該訪問型生活支援サービス事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 訪問型生活支援サービス事業所の管理者は、当該訪問型生活支援サービス事業所の従事者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス実施責任者(第8条第2項に規定するサービス実施責任者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 訪問型生活支援サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。
- (4) 訪問型生活支援サービス実施者(サービス実施責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問型生活支援サービス実施者の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問型生活支援サービス実施者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問型生活支援サービス実施者に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第22条 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型生活支援サービスの内容及び利用料の額
- (5) 通常の事業の実施地域

<参考資料>

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項
(衛生管理等)

第23条 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービス実施者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
(秘密保持等)

第24条 訪問型生活支援サービス事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問型生活支援サービス事業者は、当該訪問型生活支援サービス事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問型生活支援サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(苦情処理)

第25条 訪問型生活支援サービス事業者は、実施した訪問型生活支援サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型生活支援サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問型生活支援サービス事業者は、提供した訪問型生活支援サービスに係る利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問型生活支援サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第26条 訪問型生活支援サービス事業者は、利用者に対する訪問型生活支援サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型生活支援サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 訪問型生活支援サービス事業者は、利用者に対する訪問型生活支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 訪問型生活支援サービス事業者は、業務時間内における利用者の事故等に配慮し、損害賠償保険に加入しなければならない。

(会計の区分)

第27条 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型生活支援サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

<参考資料>

(記録の整備)

第28条 訪問型生活支援サービス事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問型生活支援サービス事業者は、利用者に対する訪問型生活支援サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第31条(2)に規程する個別サービス計画
- (2) 第16条第2項に規定する実施した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第25条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第26条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の供与)

第29条 訪問型生活支援サービス事業者は、当該訪問型生活支援サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問型生活支援サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 訪問型生活支援サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内に当該訪問型生活支援サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型生活支援サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に実施されるよう、地域包括支援センター、サービス事業を実施する者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第6節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問型生活支援サービスの基本取扱方針)

第30条 訪問型生活支援サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 訪問型生活支援サービス事業者は、自らその提供する訪問型生活支援サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 訪問型生活支援サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 訪問型生活支援サービス事業者は、訪問型生活支援サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

6 訪問型生活支援サービス事業者は、高齢者就業の積極的な推進を図りつつ、訪問型生活支援サービスの提供を図ることにより高齢者の社会参加及び心身機能の維持向上に努めなければならない。

<参考資料>

(訪問型生活支援サービスの具体的取扱方針)

第31条 訪問型生活支援サービス実施者の行う訪問型生活支援サービスの方針は、第7条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 訪問型生活支援サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) サービス実施責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型生活支援サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成すること。
- (3) 個別サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) サービス実施責任者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) サービス実施責任者は、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 訪問型生活支援サービスの実施に当たっては、個別サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 訪問型生活支援サービスの実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの実施方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) サービス実施責任者は、個別サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1か月に1回は、当該個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの実施状況等について、当該サービスの実施に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該個別サービス計画に記載したサービスの実施を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。
- (9) サービス実施責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センターに報告しなければならないこと。
- (10) サービス実施責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

第4章 雑則

(委任)

第32条 この要綱に定めるもののほか、訪問型生活支援サービスに係るサービス内容、サービス事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

<参考資料>

別表第1(第4条関係)

訪問型生活支援サービスに係るサービス事業支給費単位数表

(1) 訪問型生活支援サービス費(Ⅰ)

- ア 所要時間30分未満の場合 105単位
- イ 所要時間30分以上1時間未満の場合 210単位
- ウ 所要時間1時間以上の場合 315単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに105単位を加算した単位数

(2) 訪問型生活支援サービス費(Ⅱ)

- ア 所要時間30分未満の場合 100単位
- イ 所要時間30分以上1時間未満の場合 200単位
- ウ 所要時間1時間以上の場合 300単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

注1 (1)については、補助により行う訪問型困りごとサービスも実施し、かつ、訪問型生活支援サービスの事業と訪問型困りごとサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている訪問型生活支援サービス事業所において訪問型生活支援サービスを行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。

注2 (2)については、注1に該当しない訪問型生活支援サービス事業所において訪問型生活支援サービスを行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。

注3 訪問型生活支援サービスは自立した日常生活を営むことができるようにするためのサービスであることから、1回に係る長時間の利用は可能な限り避け、1回につき1時間未満の利用を目安とし、基本的には2時間未満を最長時間とすること。

別表第2(第5条関係)

利用者の区分	訪問型生活支援サービス費の区分	支給費(1回につき)
一定以上所得者以外の居宅要 支援被保険者等	別表第1の(1)ア	950円
	別表第1の(1)イ	1,900円
	別表第1の(1)ウ	2,850円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに950円加算
	別表第1の(2)ア	900円
	別表第1の(2)イ	1,800円
	別表第1の(2)ウ	2,700円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに900円加算
一定以上所得者	別表第1の(1)ア	850円
	別表第1の(1)イ	1,700円
	別表第1の(1)ウ	2,550円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに850円加算
	別表第1の(2)ア	800円
	別表第1の(2)イ	1,600円
	別表第1の(2)ウ	2,400円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに800円加算

<参考資料>

松戸市訪問型困りごとサービス開設等準備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、松戸市訪問型困りごとサービス事業所の開設により、安定した質の高いサービスを提供する体制の準備を支援するため、訪問型困りごとサービスを準備する者に対し、当該事業の開設に係る経費について、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則(昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「松戸市訪問型困りごとサービス」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第4項に規定する要支援者、松戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成27年4月1日制定)第8条第1項に規定する事業対象者を中心に、家事援助等の生活援助を行うサービスをいう。

2 この要綱において「松戸市訪問型困りごとサービス事業所」とは、松戸市訪問型困りごとサービスを提供する事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、松戸市訪問型困りごとサービスを行う者として市長が認めた者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、松戸市訪問型困りごとサービス事業所を開設するための準備を行う事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費を上限とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、松戸市訪問型困りごとサービス開設等準備支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業申請額内訳書
- (2) 補助対象事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による決定の通知は、松戸市訪問型困りごとサービス開設等準備支援事業補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定により実績報告をするときは、松戸市訪問型困りごとサービス開設等準備支援事業補助金実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業精算額内訳書
- (2) 補助対象事業実績報告書

<参考資料>

(3) 収支決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第9条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市訪問型困りごとサービス開設等準備支援事業補助金確定通知書(第4号様式)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第14条の規定により補助金の交付請求をしようとするときは、松戸市訪問型困りごとサービス開設等準備支援事業補助金交付請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第11条 市長は、規則第15条第1項の規定により概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の交付を概算払により受けようとする者は、松戸市訪問型困りごとサービス開設等準備支援事業補助金概算払交付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(精算)

第12条 前条の規定により概算払を受けた者は、第9条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、その確定額に基づき速やかに補助金の精算をしなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

<参考資料>

松戸市訪問型困りごとサービス運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、松戸市訪問型困りごとサービスの適切な運営を図るため、その事業の運営に要する経費について、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則(昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「松戸市訪問型困りごとサービス」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第4項に規定する要支援者、松戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成27年4月1日制定)第8条第1項に規定する事業対象者その他市長が必要と認める者に、家事援助等の生活援助を行うサービスをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、松戸市訪問型困りごとサービスを行う者として市長が認めた者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、松戸市訪問型困りごとサービスの運営をする事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費を上限とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、松戸市訪問型困りごとサービス運営費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助金所要額調書
- (3) 補助金所要額計算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条第4号の市長が認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 松戸市訪問型困りごとサービスについて市長が別に定める基準を遵守すること。
- (2) その他市長が必要と認める条件

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による決定の通知は、松戸市訪問型困りごとサービス運営費補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)によるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第11条の規定により実績報告をするときは、松戸市訪問型困りごとサービス運営費補助金実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助金実績調書

<参考資料>

(3) 補助金実績額計算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第10条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市訪問型困りごとサービス運営費補助金確定通知書(第4号様式)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第14条の規定により補助金の交付請求をしようとするときは、松戸市訪問型困りごとサービス運営費補助金交付請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第12条 市長は、規則第15条第1項の規定により概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の交付を概算払により受けようとする者は、松戸市訪問型困りごとサービス運営費補助金概算払請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(精算)

第13条 前条の規定により概算払を受けた者は、第9条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、その確定額に基づき速やかに補助金の精算をしなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。